

## 自動販売機の設置に関する契約書

村上市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次の物件を乙に貸し付ける。

| 物件<br>番号 | 貸付場所                                     | 貸付面積                |
|----------|------------------------------------------|---------------------|
| 1        | 村上市塩町 12 番 6 号 村上市消防本部・署<br>1 階エントランスホール | 1.98 m <sup>2</sup> |
| 2        | 村上市大津 1669 番地 1 村上市消防署荒川分署<br>1 階 玄関     | 1.08 m <sup>2</sup> |
| 3        | 村上市牧目 1224 番地 1 村上市消防署神林分署<br>1 階 物品庫    | 0.93 m <sup>2</sup> |
| 4        | 村上市岩沢 4887 番地 4 村上市消防署朝日分署<br>1 階 物置     | 0.93 m <sup>2</sup> |
| 5        | 村上市府屋 6 番地 35 村上市消防署山北分署<br>1 階 書庫       | 1.19 m <sup>2</sup> |
| 6        | 岩船郡関川村大字下関 1956 番地 村上市消防署関川分署<br>1 階 物置  | 1.19 m <sup>2</sup> |

（使用目的等）

第2条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付物件を自動販売機設置の目的以外に使用してはならない。

（貸付期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

（使用上の制限）

第4条 乙は、自動販売機設置のために使用する土地及び建物を他の用途に供してはならない。

2 乙は、自動販売機設置のために使用する土地及び建物を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

（売上報告書の提出）

第5条 乙は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上高及び売上数量を四半期ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに甲に提出しなければならない。

（貸付料）

第6条 乙は、自動販売機設置の貸付料として、売上金額に〇〇.〇%を乗じたものを甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに支払うものとする。

(延滞金)

第7条 前条の支払期限を遅延し、かつ督促状の指定期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づく割合で算出した遅延利息を、乙は延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(自動販売機設置の基準等)

第10条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率の良い自動販売機であること。
- (3) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、自販機堅牢化基準（日本自動販売機工業会作成）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (4) 自動販売機を据え付ける場合は、自動販売機据付基準（JIS規格）及び自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- (5) 販売品は清涼飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、乙の責任においてこれを行う。なお、回収頻度については、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。
- (2) 自動販売機が他のものとの併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合には、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約書に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、手形及び小切手の不渡り並びに銀行取引停止等により営業を停止したとき。
- (3) 乙が、市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (4) 乙の信用が、著しく失墜したと認められるとき。

(5) 乙が、法令等に違反し、主務官庁から営業停止等の処分を受けたとき。

(6) 貸付物件を廃止するとき。

2 甲は、貸付物件について、公用又は公共用に供するため解約の必要が生じた場合は、契約を解除しようとする日の6月前までに書面により申し出て契約を解除することができるものとする。

(有益費の請求権の放棄)

第13条 乙は、本契約を終了したとき、貸付物件の改良のために費やした金額その他有益費についてその価格の増加が現存する場合であっても、甲に対し、その費やした金額又は増加額の請求を行わないものとする。

(原状回復)

第14条 乙は、本契約が終了したときは、乙の負担により直ちに自動販売機を撤去し、甲の指定する期日までに原状回復するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、自動販売機に起因する事故等による甲又は第三者への賠償について、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わないものとする。

(善管注意義務)

第16条 乙は、市民が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以ってこれを行わなければならない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 新潟県村上市三之町1番1号  
甲 名 称 村上市  
代表者氏名 村上市長 高橋 邦芳

住 所  
乙 名 称  
代表者氏名